

# 南陽市保育施設等における 医療的ケア見受け入れガイドライン

令和7年8月

南陽市すこやか子育て課

# 目次

<b>I 基本的事項</b>	<b>P 1 ~</b>
1 ガイドラインの目的	
2 受け入れの要件	
3 医療的ケアの内容及び実施体制	
4 受け入れ体制	
<b>II 利用手続き等について</b>	<b>P 3 ~</b>
1 事前相談	
2 医療的ケアの申込み	
3 実施施設の面談、見学	
4 医療的ケア実施の可否の検討	
5 医療的ケア実施の可否回答	
6 利用申込み	
7 利用決定通知	
8 実施施設との面談及び支援計画の作成、同意	
9 主治医・かかりつけ医療機関等との連携	
10 医療的ケアに必要な物品等について	
<b>III 医療的ケア児の入所後の継続等</b>	<b>P 8 ~</b>
1 継続審査	
2 医療的ケアの内容変更等	
<b>IV 実施施設での受け入れについて</b>	<b>P10 ~</b>
1 医療的ケアを必要とする児童の保育	
2 医療的ケアの安全実施体制について	
3 実施施設関係者の役割	
4 職員研修	
5 緊急時の対応	
6 災害時の対応	
<b>V 保護者の了承事項</b>	<b>P15 ~</b>
1 医療的ケアについて	
2 慣らし期間	
3 体調管理及び保育の利用中止等	
4 退所	
5 緊急時の対応	
6 災害時の対応	
7 情報の共有等	
8 その他	
<b>VI 利用手続きフロー図</b>	<b>P19</b>
<b>VII 様式集</b>	<b>P20 ~</b>

# I 基本的事項

## 1 ガイドラインの目的

近年の周産期医療、新生児医療の進歩や新生児集中治療室（NICU）の整備促進を背景として、医療機関等での入院治療後も引き続き人工呼吸器、経管栄養、喀痰吸引等の医療行為を日常的に必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）が増えています。

そのため、医療的ケア児やその家族が、個々の状況やニーズに応じて適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、令和3年9月18日から「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」が施行されました。

この法律の基本理念では、「医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない」と明記され、また、地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を総合的に実施する責務を、保育所等は、在籍する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有すると明記されました。

本ガイドラインでは、基本的人権を尊重し、医療的ケア児を保育施設等で受け入れるにあたり、必要となる基本的な事項や留意事項等を示し、集団保育の中で安全かつ健やかに成長できるよう支援し、医療的ケア児の円滑な受け入れが図られ、医療的ケアと保育の両立を目的としています。

## 2 受け入れの要件

次のすべての要件を満たしておく必要があります。

- (1) 保護者及び医療的ケア児（3歳児クラス以上）が南陽市民であること
- (2) 主治医から集団保育が可能と認められていること
- (3) 病状や健康状態が安定しており、保護者による自宅での医療的ケアが確立していること
- (4) 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と実施施設間で十分に共有できること
- (5) 市又は実施施設の職員が必要に応じて同行受診や面談等により、主治医と連携し、指導を受けられること
- (6) 実施施設において、人員配置や施設環境を含む受け入れ体制が整っており、安全に医療的ケアを実施できること

### 3 医療的ケアの内容及び実施体制

医療的ケアの範囲	実施体制
①喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）	原則、看護師又は認定特定行為業務従事者の認定を受けた保育士等が行う
②経管栄養（鼻腔・胃瘻・腸瘻）	
③導尿	看護師が行う
④酸素療法	
⑤その他	

※実施施設においては、上記医療的ケアの実施を基本としますが、医療的ケア児の状況を総合的に勘案し、関係機関と協議の上、実施できないと判断する場合があります。

※医療的ケアの実施体制が整わない場合は、保護者に協力を依頼することがあります。

※医療的ケア児の症状や職員体制により、希望する時間どおりの保育ができない場合があります。

### 4 受け入れ体制

(1) 受け入れ開始時期は、4月1日入所を基本とします。

(2) 実施施設は、保育施設又は教育施設を原則とします。

(3) 利用時間は、実施施設の開所時間を基本とします。

ただし、医療的ケアの提供は、看護師又は認定特定行為業務従事者の資格を有する保育士等が行います。

## II 利用手続き等について

通常の実施施設の利用手続きに加え、医療的ケアの内容等を実施施設や市と共有していくための手続きが必要です。

### I 事前相談

保護者は事前に市へ相談し、市は医療的ケア児の様子や生活状況、医療的ケアの内容、家庭環境、希望するサービス等について聞き取りを行います。

市は本ガイドラインに基づき、申込手続きや必要な書類について説明を行います。

### 2 医療的ケアの申込み

保護者は、「主治医意見書（様式1）」、「保育のめやす（様式1-2）（様式1-3）」「医療的ケア実施申請書（様式2）」を市へ提出します。

なお、「主治医意見書」の費用は、保護者の負担となります。

市は医療的ケア児の発育等について聞き取りを行い、「医療的ケア児面接記録表（様式1-4）」を作成します。

その後、市は保護者と実施施設との面談及び施設見学の日程調整を行います。

#### 【使用する様式】

- ◇主治医意見書(様式1)
- ◇保育のめやす(様式1-2)(様式1-3)
- ◇医療的ケア児面接記録表(様式1-4)
- ◇医療的ケア実施申請書(様式2)

### 3 実施施設の面談、見学

実施施設において、保護者、医療的ケア児、施設長、保育士等と面談を行い、医療的ケアの内容、生活状況、医療的ケアの手技等を確認します。その後、施設内を見学します。

### 4 医療的ケア実施の可否の検討

市は、集団保育が適切であるか等受け入れにおける安全管理について検討します。  
また、併用を予定する福祉施設等がある場合は、連携状況を考慮の上、南陽市医療的ケア児支援協議会に意見を求め、医療的ケア実施の検討を行います。

下記の確認事項に基づき、医療的ケアの実施の可否を検討し決定します。

- ①主治医が、集団保育が可能であると認めていること
- ②日常的に保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ③看護師等による連続的な容態の観察が必要でないこと
- ④上記①～③の他、医療的ケアの実施の可否を審査する上で必要なこと

### 5 医療的ケア実施の可否回答

市での検討の結果は、「医療的ケア審査結果通知書（様式3）」にて通知します。  
医療的ケアの実施が可能な場合は、実施施設の利用申込みに必要な書類も併せて送付します。

医療的ケアの実施が困難な場合は、保護者と市が連携して他の支援・サービスを検討します。

【使用する様式】

- ◇医療的ケア審査結果通知書(様式3)
- ◇実施施設の利用申込みに必要な書類

## 6 利用申込み

保護者は、主治医に「医療的ケア指示書（様式4）」の作成を依頼し、「緊急時対応確認書（様式5）」「医療的ケアに係る調査票（様式6）」「日常生活に関する調査票（様式6-2）」と実施施設の利用申込みに必要な書類を実施施設へ提出します。

なお、「医療的ケア指示書」の費用は、保護者の負担となります。

### 【使用する様式】

- ◇医療的ケア指示書(様式4)
- ◇緊急時対応確認書(様式5)
- ◇医療的ケアに係る調査票(様式6)
- ◇日常生活に関する調査票(様式6-2)(必要時)
- ◇実施施設の利用申込みに必要な書類  
(保育施設と教育施設で異なりますので、調整済み実施施設に係るものを案内します。)

## 7 利用決定通知

市長は、保護者へ実施施設の利用決定を通知する書類「医療的ケア実施通知書（様式7）」を送付します。

### 【使用する様式】

- ◇実施施設の利用決定を通知する書類  
(保育施設と教育施設で異なりますので、調整済み実施施設に係るものを送付します。)
- ◇医療的ケア実施通知書(様式7)

## 8 実施施設との面談及び支援計画の作成、同意

保護者は実施施設と面談を行い、「医療的ケア実施計画書（様式8）」の内容等について実施施設より説明を受け、主治医に確認の依頼をします。

保護者は、「医療的ケア実施計画書（様式8）」の確認後、「医療的ケア実施承諾書（様式10）」を実施施設へ提出します。また必要に応じて、医療的ケアの実施に関して主治医から直接の指示等を受けられるように受診の同行を依頼します。

保護者は、必要書類等それぞれの内容を確認し、「医療的ケアの実施に関する同意書（様式11）」を実施施設に提出します。

市すこやか子育て課長は、置賜広域行政事務組合消防本部消防長へ「医療的ケア児在籍連絡票（様式12）」により情報提供を行います。

### 【使用する様式】

- ◇医療的ケア実施計画書(様式8)
- ◇医療的ケア実施承諾書(様式10)
- ◇医療的ケアの実施に関する同意書(様式11)
- ◇医療的ケア児在籍連絡票(様式12)

## 9 主治医・かかりつけ医療機関等との連携

実施施設は、保育の状況について保護者の同意の上、関係機関と連携しながら保護者と医療機関等と情報を共有します。

### 主治医との連携

実施施設は、主治医より医療的ケア実施に向け、実施手順、職員研修、緊急時の対応、施設・設備の整備等についての具体的な指示、指導、助言を受けます。また、必要に応じて受診する際、施設長等が同行します。

### かかりつけ医との連携

かかりつけ医は、日常の医療的ケア児の健康状態の把握と体調不良時の対応を行います。必要に応じて、施設長等はかかりつけ医に対処方針等の確認を行います。

### 関係機関との連携

実施施設は、関係機関と必要に応じ協議を行います。また、情報共有や助言を求める等連携します。

## 10 医療的ケアに必要な物品等について

保護者は、医療的ケアに必要な物品を実施施設へ提供します。なお、使用後の物品等は、保護者が持ち帰ります。

### Ⅲ 医療的ケア児の入所後の継続等

#### Ⅰ 継続審査

保護者は、実施施設と年度単位で実施する医療的ケアの継続について面談します。

また、主治医意見書（様式1）と医療的ケア指示書（様式4）を毎年度提出します。市長は、医療的ケア児の健康状態等及び関係機関の意見を参考にし、市が規定する医療的ケアの内容に変更がなく、引き続き同一の医療的ケアが必要であると認められた場合に、「医療的ケア審査結果通知書（継続）（様式13）」を保護者に通知し、継続して保育を実施します。

医療的ケア児が長期欠席になる場合は、実施施設に欠席に係る届出を提出します。長期欠席の後、復園が可能となった場合は、実施施設における集団保育の再実施について、必要に応じて施設長等が関係機関に意見を求めます。

#### 【使用する様式】

- ◇主治医意見書(様式1)
- ◇医療的ケア指示書(様式4)
- ◇医療的ケア審査結果通知書(継続) (様式13)

## 2 医療的ケアの内容変更等

医療的ケア児の発達や心身の状態の変化に伴い、医療的ケアの内容に変更があるときは、保護者は改めて市に「主治医意見書（様式1）」及び「医療的ケア実施内容変更申請書（様式14）」を提出します。また施設長へは「医療的ケア指示書（様式4）」を提出し、協議します。

市長は「医療的ケア審査結果通知書（ケア内容変更）（様式15）」により保護者へ通知します。

なお、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として退園となります。

医療的ケアを終了する場合（実施施設の利用期間満了時を除く）、保護者は「医療的ケア実施終了届（様式16）」を市長に提出します。

### 【使用する様式】

- ◇主治医意見書(様式1)
- ◇医療的ケア指示書(様式4)
- ◇医療的ケア実施内容変更申請書(様式14)
- ◇医療的ケア審査結果通知書(ケア内容変更)(様式15)
- ◇医療的ケア実施終了届(様式16)

## IV 実施施設での受け入れについて

### 1 医療的ケアを必要とする児童の保育

保育方針に基づく医療的ケア児への対応については、以下の項目について行います。

- (1) 医療的ケア児の障がい及び疾病の状況、医療的ケアの実施状況、生活状況の把握
- (2) 医療的ケアの実施及び保育環境の構成
- (3) 医療的ケア児の発達状況の把握及び発達過程と個人差に配慮した集団保育の実施
- (4) 適切な生活課題や遊びの提供
- (5) 登降園時の保護者との引継ぎや定期的な個人面談等による情報の共有
- (6) 必要時、関係機関等との連携
- (7) サービス事業所との連携（医療的ケア児の対応等への助言等）

### 2 医療的ケアの安全実施体制について

医療的ケア児が実施施設で医療的ケアを受けながら、集団保育の中で安全に過ごせるように、情報を共有しながら、施設長、保育士等、看護師及び主治医等が連携し保育を行います。

また、実施施設のマニュアルに則して、個別の緊急時対応マニュアル、災害時対応マニュアル、安全管理マニュアルを作成し、医療的ケアを安全に実施する体制を構築します。

### 3 実施施設関係者の役割

医療的ケア児が実施施設内で医療的ケアを受けながら、集団保育の中で安全に過ごせるように連携・協働します。

#### (1) 施設長（医療的ケアの総括管理）

保護者や主治医、市との連絡窓口であり、実施施設内で安全に医療的ケアができるよう職員体制を組織します。

#### (2) 看護師又は認定特定行為業務従事者の資格を有する保育士等

保護者、保育士等と連携し、「医療的ケア実施計画書（様式8）」作成し、保護者の理解・同意のもと主治医・保育士等と連携して安全に医療的ケアを実施します。

保護者へは「医療的ケア実施・確認票（様式9）」により医療的ケアの実施状況と健康状態を報告します。

また、保護者や主治医と密接に連絡を取り合い、施設内の状況を伝えます。

#### 【使用する様式】

◇医療的ケア実施計画書(様式8)

◇医療的ケア実施・確認票(様式9)

#### (3) 保育士等（医療的ケア児の保育及び医療行為以外の補助）

看護師又は認定特定行為業務従事者の資格を有する保育士等及び保護者と連携し、医療的ケア児の健康状態を把握した上で保育を行い、施設での生活状況を保護者に報告します。

#### (4) 主治医（医療的ケアの指示、指導及び助言）

医療的ケア児の集団生活が可能かの判断や集団保育の可否等に係る「主治医意見書（様式1）」、「医療的ケア指示書（様式4）」を作成します。緊急時の対応の指示、実施施設での生活や環境等について、施設長及び看護師又は認定特定行為業務従事者の資格を有する保育士等より情報提供を受け、「医療的ケア実施計画書（様式8）」の確認、助言を行います。

##### 【使用する様式】

- ◇主治医意見書(様式1)
- ◇医療的ケア指示書(様式4)
- ◇医療的ケア実施計画書(様式8)

#### (5) 市すこやか子育て課（全体的な窓口、主管課）

事前相談の受付、制度の概要、受け入れ可能な実施施設の情報等について保護者に説明します。医療的ケアが安全かつ適切に実施されるために実施施設からの相談に対応し、関係機関と協力できる体制を確保します。そのため、「医療的ケア児在籍連絡票（様式12）」により置賜広域事務組合消防本部長に情報提供を行います。

また、実施施設での医療的ケア児に対応する環境の整備を行います。

すこやか子育て課の保健師は、保護者・施設長等面談や各種書類等において助言を行います。入所後は、医療的ケアを実施している実施施設を定期的に（おおむね3か月毎）巡回します。

##### 【使用する様式】

- ◇医療的ケア審査結果通知書(様式3)
- ◇医療的ケア実施通知書(様式7)
- ◇医療的ケア児在籍連絡票(様式12)
- ◇医療的ケア審査結果通知書(継続) (様式13)
- ◇医療的ケア審査結果通知書(ケア内容変更) (様式15)

#### (6) 保護者（関係者との調整、家庭生活の見守り）

実施施設利用に際して、保護者は主治医、施設長、看護師又は認定特定行為業務従事者の資格を有する保育士等とのやり取りを行い、連携関係を構築します。家庭生活での健康状態については、登園時に連絡帳等を使って伝達します。

### 4 職員研修

市は、医療的ケア児の発達過程や疾病の状況等を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために看護師及び認定特定行為業務従事者の資格を有する保育士等が必要な知識や技術を身につけることができるよう、関係機関と連携し、外部研修等への参加機会の確保に努めます。

### 5 緊急時の対応

緊急対応について、実施施設と主治医及び保護者との間で情報を共有します。万が一、緊急事態が発生した場合は、実施施設は「緊急時対応確認書（様式5）」に基づいて対応します。また、保護者等に連絡し、必要時は救急車にて搬送します。

保護者は、医療的ケア児の体調が悪化した等の理由により、実施施設が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保護者等が医療的ケア児を引き取ります。既に実施施設から病院に搬送した場合には、病院に直行します。

市すこやか子育て課長は緊急時に備え、「医療的ケア児在籍連絡票（様式12）」により置賜広域行政事務組合消防本部消防長に事前に情報提供し、緊急時の迅速な対応に繋がります。

実施施設は、緊急事態を想定し、「緊急時対応確認書（様式5）」により定期的な訓練を実施し、緊急時にとるべき行動や役割を明確にします。

また、実施施設では「医療的ケアに係るヒヤリハット報告書（様式17）」を作成し、職員間の情報共有を図り、事故等を未然に防ぐよう努めるとともに、速やかに市すこやか子育て課へ報告を行います。万が一、事故が発生した場合は、速やかに市すこやか子育て課へ報告を行い、市の判断を仰ぎます。なお「医療的ケアに係る事故報告書（様式18）」を作成し、市に提出します。

市では、実施施設より上記報告があった際は対応方針を決定し、保護者及び必要であれば関係機関に速やかに報告対応を行います。

【使用する様式】

- ◇緊急時対応確認書(様式5)
- ◇医療的ケア児在籍連絡票(様式12)
- ◇ヒヤリハット報告書(様式17)
- ◇事故報告書(様式18)

## 6 災害時の対応

実施施設の災害時対応マニュアルに基づいて、避難します。

非常食や医療的ケアに必要な物品等の保管に関して、事前に対応を保護者・実施施設・主治医と確認します。

## V 保護者の了承事項

### I 医療的ケアについて

主治医を受診し、「主治医意見書（様式1）」（面談時）、「医療的ケア指示書（様式4）」（利用申込時）を提出します。

また、実施施設では主治医の緊急時対応等に関する指導・助言が必要な場合に、施設長等が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があります。

実施施設では、関係法令及び主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行います。

また、利用は利用時間以内を基本とし、医療的ケアの提供は看護師又は認定特定行為業務従事者の資格を有する保育士等が従事する範囲内とします。

医療的ケアに必要な物品は、保護者が準備し、実施施設へ持参します。使用後の物品等は保護者が持ち帰ります。

医療機関での文書作成等に要する費用は保護者負担となります。

#### 【使用する様式】

◇主治医意見書(様式1)

◇医療的ケア指示書(様式4)

### 2 慣らし期間

医療的ケア児が新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、期間及び利用時間については、実施施設と相談の上、定めます。医療的ケア児の様子や状態によっては、この間の利用時間が短縮や期間が延長する場合があります。

また、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保護者にも保育に参加を要請する場合があります。

### 3 体調管理及び保育の利用中止等

保護者は登園前に健康観察を行います。体調不良時（発熱、食欲不振、下痢、嘔吐、痙攣重積等）は、実施施設を利用できません。

体調不良や発熱がなくても感染の疑いがある等実施施設が保育の継続が困難と判断した場合は、利用時間の途中であっても利用を中止し、保護者等が医療的ケア児の引き取りを行います。随時、必ず連絡が取れるようにしてください。

集団保育の場では、感染症に感染するリスクが高くなることも予想されるため、実施施設内で感染症が一定数以上発症した場合には、実施施設からの情報により保護者等が実施施設の利用を判断してください。また、実施施設の判断で保育の利用を控えてもらう場合があります。

実施施設が必要と認める時には、主治医等を受診してください。なお、その費用は保護者の負担となります。

### 4 退所

医療的ケア児の病態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合で、対応不可と判断した場合には、原則として退所となります。

実施施設の人員、設備等の状況により、医療的ケア児の受け入れができなくなる場合があります。

## 5 緊急時の対応

緊急対応について、実施施設と主治医及び保護者との間で情報を共有します。万が一、緊急事態が発生した場合は、実施施設は「緊急時対応確認書（様式5）」に基づいて対応します。また、保護者等に連絡し、必要時は救急車にて搬送します。

保護者は、医療的ケア児の体調悪化等の理由により実施施設の継続した利用が困難と判断された場合は、利用時間の途中であっても保護者等が医療的ケア児の引き取りを行ってください。既に実施施設から病院に搬送した場合は、病院に直行してください。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となります。

栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行ってください。抜けた場合は、保護者及び主治医と事前に対応を協議し、「医療的ケア実施計画書（様式8）」に記載の上、それに沿って対応します。

てんかん等の既往及び疑いがある場合は、痙攣止めの薬剤を用意してください。使用期限等の管理及び保管方法は、保護者等の責任の下で行ってください。

### 【使用する様式】

- ◇緊急時対応確認書(様式5)
- ◇医療的ケア実施計画書(様式8)

## 6 災害時の対応

実施施設の災害時対応マニュアルに基づいて、避難します。

非常食や医療的ケアに必要な物品等の保管に関して、事前に対応を保護者・実施施設・主治医と確認します。

## 7 情報の共有等

安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について保護者同意の上、関係機関で共有します。

緊急時は、対応のために「主治医意見書（様式1）」、「医療的ケア指示書（様式4）」の内容を、医療機関等に情報提供します。

医療的ケア児の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは他の医療的ケア児等の保護者との間で共有する場合があります。

【使用する様式】

◇主治医意見書(様式1)

◇医療的ケア指示書(様式4)

## 8 その他

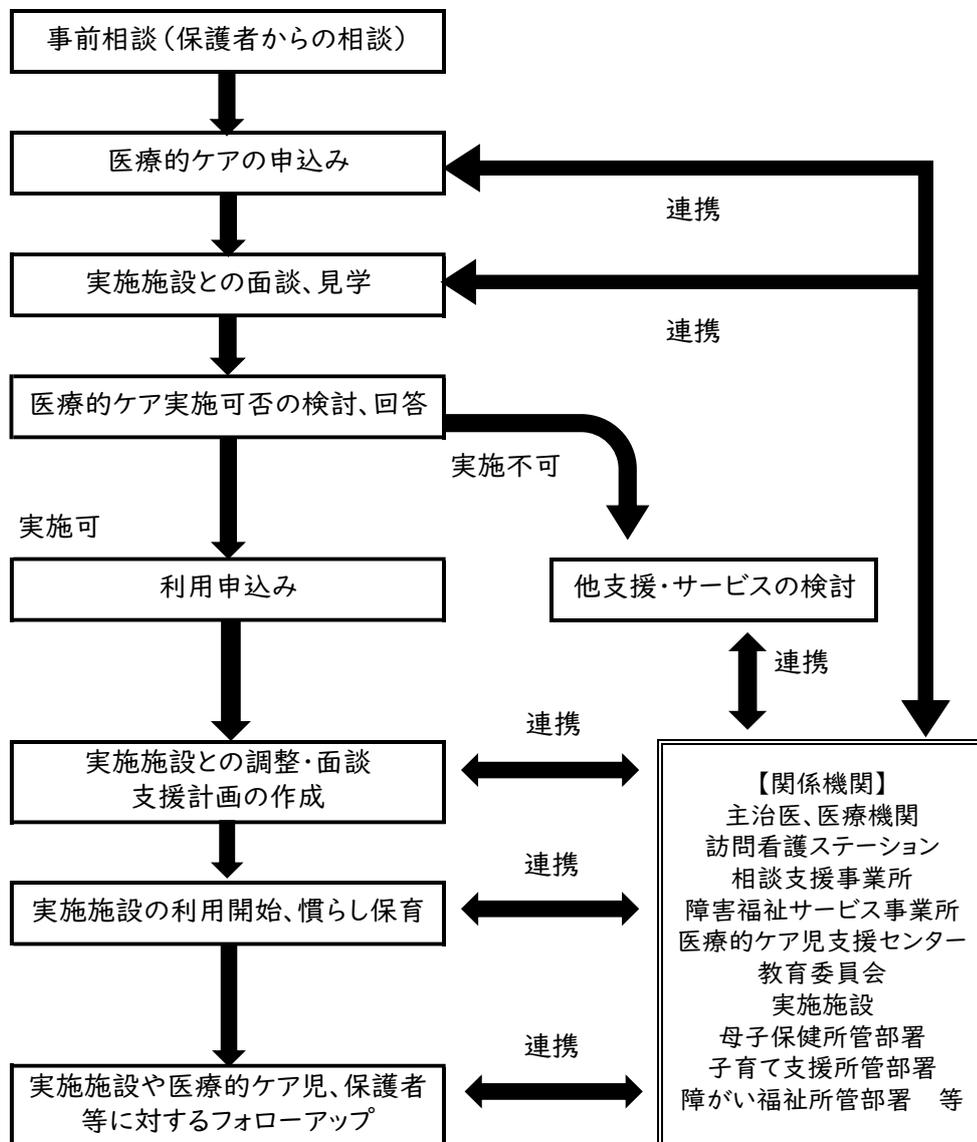
主治医、施設長、看護師、保育士等と、相談支援専門員が連携を図り、療育と保育等が一体的に提供できるよう、情報共有します。

医療的ケア児の就学先の検討や、就学先における医療的ケア児の受け入れ体制の確保のために必要な支援・調整が行われるよう、実施施設と保護者や学校、教育委員会等が協議する場を設ける場合があります。

市では、緊急時に備え、置賜広域行政事務組合消防本部消防長と医療的ケア児の保育施設等の利用や、救急搬送先について連携を図り、緊急時の迅速な対応に繋がります。

上記のほか、実施施設との間で取り決めた事項を順守します。

## VI 利用手続きフロー図



## Ⅶ 様式集

### 様式1 主治医意見書 [主治医(保護者依頼)]

▶事前相談時に、医療的ケア児の状態や集団保育の適否等を確認するために使用します。

### 様式1-2、1-3 保育のめやす [保護者]

▶事前相談時に、医療的ケア児の保育のめやすを確認するために使用します。

### 様式1-4 医療的ケア児面接記録表 [市すこやか子育て課]

▶事前相談時に、医療的ケア児の状態を確認するために使用します。

### 様式2 医療的ケア実施申請書 [保護者]

▶保護者は、市から説明を受け提出します。

### 様式3 医療的ケア審査結果通知書 [市すこやか子育て課]

▶集団保育が適切であるか及び受け入れにおける安全管理等について検討した結果について、保護者に通知します。

### 様式4 医療的ケア指示書 [主治医(保護者依頼)]

▶主治医から実施施設への医療的ケアの指示のために使用します。

### 様式5 緊急時対応確認書 [保護者(主治医へ確認)]

▶保護者が緊急時の対応について明記し、実施施設に提出します。

### 様式6 医療的ケアに係る調査票 [保護者]

▶利用申込時に提出します。

### 様式6-2 日常生活に関する調査票(必要時) [保護者]

▶利用申込時に提出します。

### 様式7 医療的ケア実施通知書 [市すこやか子育て課]

▶保護者へ医療的ケアの実施決定について通知します。

### 様式8 医療的ケア実施計画書 [実施施設]

▶実施施設は、医療的ケアの実施についての計画を作成し、保護者と確認し共有します。

様式9 医療的ケア実施・確認票 [実施施設]

▶実施施設における医療的ケアの実施状況について使用します。

様式10 医療的ケア実施承諾書 [保護者]

▶保護者は、医療的ケアの実施内容及び体制等の説明を受け、同意した上で提出します。

様式11 医療的ケアの実施に関する同意書 [保護者]

▶「保護者の了承事項」の確認のため使用します。

様式12 医療的ケア児在籍連絡票 [実施施設]

▶保護者の同意を得た上で緊急時等の対応に関する体制整備のため、置賜広域行政事務組合消防本部に提出します。

様式13 医療的ケア審査結果通知書(継続) [市すこやか子育て課]

▶保護者は実施施設と医療的ケアの継続について面談し、医療的ケアの内容に変更がなく、引き続き同一の医療的ケアが必要であると認められた場合に、市より保護者へ通知します。

様式14 医療的ケア実施内容変更申請書 [保護者]

▶受け入れ後かつ年度単位の継続審査前において、医療的ケアの内容に変更があった場合は様式4 医療的ケア指示書とともに提出します。

様式15 医療的ケア審査結果通知書(ケア内容変更) [市すこやか子育て課]

▶保護者へ医療的ケアの内容変更実施決定について通知します。

様式16 医療的ケア実施終了届 [保護者]

▶医療的ケアの実施を終了する際に提出します。

様式17 ヒヤリハット報告書 [実施施設]

▶ヒヤリハットの再発を防止することで、その先にある重大事故の発生を防止します。

様式18 事故報告書 [実施施設]

▶要因を調べ、問題点や改善点を明確にし、事故防止対策の有用性につなげます。